

各生涯学習事業運営代表者 様
各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業における濃厚接触者の行動制限等の取扱いの変更について 【新型コロナウイルス感染症関連】

日頃より本市の生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、今般、令和 4 年 7 月 22 日付厚生労働省事務連絡「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の一部改正により、濃厚接触者の行動制限等の取扱いが変更（令和 4 年 7 月 22 日より適用）となりました。

つきましては、下記のとおり令和 4 年 5 月 13 日付 R4 教生生第 580 号通知の一部が変更となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

教育委員会では、今後も引き続き、学校を活動場所とする生涯学習事業における感染拡大防止に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 本通知の対象となる各種生涯学習事業

社会学級／学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）／放課後子ども教室事業／
マイスクールプラン 21 推進事業／学校図書室等開放事業／土曜日の教育支援体制等構築事業

2 令和 4 年 5 月 13 日付 R4 教生生第 580 号通知からの変更点

(1) 令和 4 年 5 月 13 日付 R4 教生生第 580 号通知 2 (1) ③部分を次のとおり全文置き換え

(1) 感染可能期間（発症日から 2 日前以降）に感染者が学校施設で活動していた場合
③ 「感染の恐れがある者」については、感染者との接触日の翌日から 5 日間（2 日目及び 3 日目の抗原検査で陰性を確認した場合は 3 日目から解除可能）は、活動停止としてください。
なお、感染者及び保健所が特定する濃厚接触者は、保健所の指示に従ってください。

(2) 令和 4 年 5 月 13 日付 R4 教生生第 580 号通知 2 (3) 部分を次のとおり全文置き換え

(3) 感染可能期間（発症日から 2 日前以降）に学校施設で活動していた活動者が、保健所から濃厚接触者に特定された場合・PCR 検査を受検した場合
本人またはご家族から必ず、活動団体代表者と利用学校や在籍校に連絡し、報告を受けた活動団体の代表者は必ず活動を休止してください。報告内容に基づき、学校と教育委員会（生涯学習課）の協議により活動の再開を決定します。
なお、濃厚接触者は、保健所の指示に従ってください。

3 その他

感染症予防対策については、各ガイドラインに従い、引き続き十分に講じていただきますようお願いいたします。

なお、関連文書については、以下よりご確認ください。

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

